

奈良県告示第二百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和元年十一月十五日

奈良県知事 荒 井 正 吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
医療法人圭仁会西川整形外科	北葛城郡王寺町畠田四丁目一― 一七 南王寺メデイカルヴィラ 二階	令和元年八月十四 日
土居医院	橿原市山之坊町八五―五五	令和元年八月三十 一日
なの花薬局かすが店	○ 大和高田市春日町二丁目一―六	令和元年八月三十 一日
オリーブ薬局	橿原市見瀬町一―七	令和元年八月三十 一日
林歯科医院	宇陀市榛原高萩台七八番地一〇 二号	令和元年九月二日